発 注 情 報 詳 細

入札方法		公募型指名競争入札（入札書持参による）					
公表日		平成25年１月25日（金）					
件名		平成25年度放射線被ばく線量測定業務委託					
納入場所		横浜市立市民病院人事課					
納入期限等		平成25年４月１日～平成26年３月31日					
入札参加資格	営業種目	検査・測定					
	登録細目	その他					
	所在地区分	ー					
	規模区分	ー					
	その他	医療法施行規則第30条の18第２項に規定される、放射線診療従事者等の外部被ばく線量測定の業務実績を有すること。					
提出書類		① 公募型指名競争入札参加意向申出書 ② 委託業務経歴書					
提出場所		発注担当課と同じ					
提出方法		上記提出書類を持参のうえ、直接同課職員に手渡しすること。					
設計図書		横浜市病院経営局ホームページ内「入札・契約」当該案件ページに掲載（平成25年１月31日（木）午後５時15分まで）					
入札参加申込締切日時		平成25年１月31日（木）午後５時15分					
指名・非指名通知日		平成25年２月４日（月） 速達にて発送					
質疑	提出方法	持参またはFAXで発注担当課へ提出すること ※ FAXで送信した場合は、送信した旨を発注担当課まで必ず電話で連絡すること					
	締切日時	平成25年１月28日（月）午後５時15分					
	回答日時	平成25年１月30日（水）					
	回答方法	横浜市病院経営局ホームページ内「入札・契約」当該案件ページに掲載					
入札及び開札日時		平成25年２月８日（金）午後３時					
入札書提出場所		横浜市立市民病院　管理棟１階会議室					
支払方法等		前金払	しない	部分払	する	契約保証	免除
注意事項		① 入札書には、消費税法第９条第１項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず見積もった契約希望価格の105分の100に相当する金額を記載すること。なお、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。 ② その他、横浜市病院経営局契約規程の定めるところによる。					
発注担当課		横浜市立市民病院管理部人事課					
契約担当課		横浜市立市民病院管理部人事課					

平成25年度　病院事業　会計 収益的支出 第1款1項3目			17節	委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当		担当者名	まつもと ちえ 松元 智詠
	－		人事課	給与厚生 係	ＴＥＬ	331−1961

設　　計　　書

１ 委　託　件　名　平成25年度　放射線被ばく線量測定業務委託

２ 履　行　場　所　横浜市保土ケ谷区岡沢町56番地　横浜市立市民病院

３ 履行期間（期限）　平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

４ か　し　担　保　不要

５ その他特約事項　個人情報取扱特記事項

６ 現　場　説　明　不要

７ 委　託　概　要　医療法施行規則第30条の18第2項の規定により、放射線測定用具による外部被ばく線量の測定を行う。

平成25年度

する（　12回以内）
しない

部 分 払 の 基 準

業　務　内　容	履 行 予定月	数　量 （概算数量）	単位	単　　価	金　　額 （概算金額）
放射線被ばく線量測定業務	H25.4～ H26.3	12	月		

委 託 代 金 額
（概算金額）

内　訳　　業 務 価 格
（概算金額）

消費税相当額
（概算金額）

平成25年度

名　　称	形状寸法等	数　量	単位	単　価（円）	金　　額（円）	摘　要
放射線量測定バッジ測定料	X・γ、β線測定用	(5,300)	件			
放射線量測定バッジ測定料	X・γ、β線、熱・高速中性子線測定用	(330)	件			
放射線量測定リングバッジ測定料	X・γ線又はβ線測定用	(440)	件			
				合計		
				消費税		
				税込合計		

平成 25 年度放射線被ばく線量測定業務委託仕様書

１　目的

受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の施設職員の個人被ばく線量測定を適正に行うため、関係諸法令の定めるところにより業務を行う。

２　業務内容

(1) 乙は、甲から測定サービスの申込があった場合、事業所、個人情報を登録し、それ以降、継続して測定バッジの記録を保存管理する。
(2) 甲は、取扱説明書に従い測定バッジを使用、交換し、一ヶ月間の測定後、使用済み測定バッジを乙へ返送する。
(3) 乙は、使用済みバッジが到着次第、測定を行い、そのデータ結果を甲へ送付する。
(4) 乙は、更新用の測定バッジを更新月の前月中旬までに甲へ送付する。
(5) 乙は、甲から測定バッジの追加及び取消し等の変更連絡をうけた場合は、次回送付時までに個数変更を行う。
(6) 乙は、四半期ごとに各個人の測定データを一覧表にして甲に報告する。
(7) 測定バッジ及び報告書にかかる送料等の費用は乙の負担とする。
(8) 乙は、甲から報告書に記載された被ばく線量に関して確認したい事項があった場合、随時対応する。
(9) 乙は、甲に測定結果及び個人の測定データの記録をインターネット上の乙の契約施設専用ページにおいて、甲が確認できるようにする。
(10) 甲の申込後、乙は発送を 24 時間以内に行う。
(11) バッジクリップは軽量で、装着が容易である事。
(12) ラベルは着用月が分かるよう、月ごとに判別しやすくなっている事。
(13) 着用部位が容易に解るよう色やアイコン等で判別ができる事。
(14) ラベルが汚れで使用者の判別が出来なくても、容易に使用者の判別ができる事。
(15) バッジは頑丈で、落下等による破損の可能性がほとんどない事。
(16) 乙は、測定報告書を当該測定月の測定一覧表と個人報告書として発行する。
(17) 事前に設定した線量以上の被ばくが甲にあった場合、乙は電話等で速やかに甲に報告する。
(18) 乙は、被ばく歴を永久管理する。
(19) 乙は、請求書を甲の希望に応じた周期で請求する。
(20) 乙は、甲の求めに応じ、蓄積した測定データを甲の指定する相手へ無償で提供する。
(21) 乙は、甲の指定する相手から過去の測定データの提供を受けた場合、無償でその記録を登録し、保存及び管理を行う。

３　その他

本仕様書の定めのない事項、及び業務開始後に本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上で誠意を持って対応すること。

個人情報取扱特記事項

（平成24年４月）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　横浜市（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第２条　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

（従事者の監督）

第３条　受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４条　受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（再委託の禁止等）

第７条　受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２　受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

３　受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、

受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

４　受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第８条　受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告、資料の提出等）

第９条　委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時等における報告）

第10条　受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第11条　受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市病院事業管理者に提出しなければならない。

２　受託者は､個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し､又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を受託者に提出させなければならない。

３　前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市病院事業管理者に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

（様式１）

個人情報保護に関する誓約書

（提出先）
横浜市病院事業管理者

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。
横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所　　属	氏　　名 （自署又は記名押印）

（Ａ４）

（様式２）

平成　年　月　日

（提出先）

横浜市病院事業管理者

（提出者）

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全　枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

（Ａ４）

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

（情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　この特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款（以下「約款」という。）の特記条項として、電子計算機処理等（開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。）の委託契約に関する横浜市（以下「委託者」という。）が保有する情報（非開示情報（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。）及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2　情報を電子計算機処理等により取り扱う者（以下「受託者」という。）は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条　受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3　受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4　受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5　受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条　受託者は、この契約による業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条　受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第5条　受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって、委託者から提供された非開示情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

（再委託の禁止等）

第7条　受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3　受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4　受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

（資料等の返還）

第8条　受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2　前項ただし書の場合において、委託者が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3　第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

（報告及び検査）

第9条　委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2　委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、電子計算機を設置する場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3　前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第10条　受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（引渡し）

第11条　受託者は、約款第28条第2項の規定による検査（以下「検査」という。）に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2　委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

（著作権等の取扱い）

第13条　この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)　受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（第二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2)　委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3)　受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

(4)　受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3　受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。